

○印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する規則

平成 30 年 7 月 17 日

規 則 第 3 号

改正 令和 7 年 3 月 31 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項及び第 3 項並びに第 9 条の規定により、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第 2 条 管理者は、条例第 2 条各項の規定により、職員を選考により任期を定めて採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

(辞令の交付)

第 3 条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合のうち、辞令の交付によらないことが適当であると認める場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

- (1) 任期付職員を採用する場合
- (2) 任期付職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合

(特定任期付職員の号給の決定)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1 号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2 号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3 号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

2 条例第7条第3項に規定する規則で定める額は、同条第1項の給料表に掲げる5号給の給料月額にその額と同表に掲げる4号給の給料月額との差額に1を乗じて得られる額を加えた額とする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第5条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第7号。以下「初任給規則」という。）別表第2の級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）の試験及び学歴免許等欄の「正規の試験」の区分のうちいずれかの区分により採用された者に相当すると認められたものについては、当該区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して初任給規則第10条第1項の規定を適用する場合において、組合内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(一般任期付職員の号給の決定の特例)

第6条 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、初任給規則別表6初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、組合内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

(初任給規則の規定の適用に関する読み替え)

第7条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第9条第1項中「第17条」とあるのは、「印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する規則第8条」として、これらの規定を適用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。